

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
1	計画全体	全体的にボリュームがありすぎて、何が骨格で説明がどこかといったメリハリが分かりにくいことから、必要最低限の内容に絞ったほうがよい。	計画本体のスリム化は難しいですが、計画を広く周知していくに当たっては、ポイントを絞った概要版を作成し、皆様によりわかりやすく、ご理解いただけるよう、努めてまいります。
2	計画全体	県民への啓発・呼びかけは、計画の本文に相応しくないのではないか。	本計画においては、温室効果ガス排出量の削減目標を具体的な数値として定めております。その目標を達成するには、県民や事業者、行政等あらゆる主体が本県の地球温暖化対策を自分事として捉え行動していくことが重要との認識の下、記載しております。
3	目次	随所にイラストや図表があり、どこを見ているのか分からなくなることから、目次に細々節や細々々節を追加したほうがよい。	御意見を踏まえ、以下のとおり細々節を加えたものに修正いたしました。 (例) 第8章 計画の目標 第1節 目標の設定方針 1 本計画の主な目標 (1) 県内全体の温室効果ガス排出削減目標
4	34 ページ 第3章第1節 6 環境エネルギー 技術革新, 機器の廉価化	本計画には宮城県独自の革新的技術は記載されているのか。計画書に記載されていることは全国の各自治体と同様のことではないのか。	県では、国の「エネルギー・環境イノベーション戦略」等を踏まえ、第9章第2節取組20(115ページ)など現在実用化・事業化されていないエネルギーの普及を図るための支援を行ってまいります。
5	40~50 ページ 第4章 温室効果ガス 排出量等の現況推計	宮城県環境白書や資料編の数値と異なっている。	今回の計画の見直しに当たって、国の算出方法の変更に伴い、過去のデータも遡って修正しました。その他、宮城県環境白書及び資料編の数値に一部誤りがありましたので、訂正しました。

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
6	54 ページ 第5章第2節 「くらし」分野の課題	下線部を追加していただきたい 「国では、「COOL CHOICE」など(中略)うちエコ診断の普及などの取組を進めてきたほか、 <u>外部機関の認証による環境マネジメントシステム導入の普及を図ってきました。しかし、中堅・中小企業向けエコアクション21やみちのくEMSの認証・登録件数は、宮城県に特徴的な8業種(建設業・水産食料品製造業・電気機械器具製造業・印刷業・小売業・旅館業・廃棄物処理業・民生業務部門)では低迷しています。(以下略)</u> 」	県では、前計画に基づく環境配慮行動の促進の一環として、エコアクション21やみちのくEMSの認証等を得ている事業者を物品及び役務調達において優先的に取り扱ってきました。また、IS014001についても認証件数が減少傾向にあることから、御意見を踏まえ、本文(54ページ)を次のように修正いたしました。 「また、省エネ行動のきっかけ作りとなる『みやぎe行動宣言』制度の運営やうちエコ診断の普及を進めてきたほか、 <u>環境配慮事業者からの物品等調達制度及び「宮城県グリーン製品認定制度」</u> を運用し、環境に配慮した製品の普及を図ってきました。しかしながら、 <u>IS014001(資料編P165)、エコアクション21(資料編P157)やみちのくEMS(資料編P163)の認証・登録件数が伸び悩んでいるほか、環境配慮行動の県民アンケート調査(平成26年度実施)によると、(以下略)</u> 」
7	57～59 ページ 第6章 2030年の想定フレーム	第6章を章立てする意味はあるのか。	温室効果ガス排出量の削減目標を設定するに当たっては、目標年次における社会経済の状況や温室効果ガスの排出量などの想定フレームをお示しすることが重要と判断し、第6章として章立てしております。
8	60～65 ページ 第7章 宮城県が目指す低炭素社会の将来像	3つの将来像に記載しているSDGsの目標が小さくて見づらい。	スペースの関係で現行の大きさになっていますが、詳細につきましては本文15ページに記載しているほか、資料編185ページに記載しております。
9	60～65 ページ 第7章 宮城県が目指す低炭素社会の将来像	「まち・むら」の将来像に関して、いくつか問題点がある。まず、タイトルの「まち・むら」だが、どの地域が「まち」であり、「むら」なのか判然としない。特に「むら」という名称は、そこに住む住民の捉え方・思惑との乖離が想定され	低炭素社会の将来像を検討するに当たって、都市化が進んだ地域と自然が多く残る地域では目指す姿が異なると考え、別個に設定しておりますことから、御意見を踏まえ、本文(61ページ)次のように修正いたしました。

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容 (要旨)	対応
		<p>る。また、列挙されている具体的な将来像についても、「まち」と「むら」を区別する意義を強く感じさせるものもないことから、「地域」と示すことで充分である。</p> <p>将来像の2つ目には「ゆとりをもって暮らせる低炭素型の都市」とあるが、「ゆとり」とは何を具体的に示すのか。ここでは明確に「都市」と書かれているが、「むら」にはすでに「ゆとり」があるのか、もしくは「ゆとり」は必要ないのか、誤解される可能性がある。</p> <p>3つ目には「資源が地域内で循環する農山漁村」とあるが、この項の具体的な将来像として、「都市との人的・物的交流が盛んで」と示されている。資源の循環する地域が農山漁村に限定されているのであれば、都市との人的・物的交流は、農山漁村という地域内での資源の循環にはならず、矛盾している。</p>	<p>「将来像では(中略)、<u>人口が多く都市化が進んだ地域(まち)</u>と、<u>自然が多く残る農山漁村の地域(むら)</u>の理想的な姿やそれらにおけるエネルギーの活用などに焦点を当てた「まち・むら」の分野(以下略)」</p> <p>また、将来像の2つ目及び3つ目(64ページ)については、御意見を踏まえ、誤解や矛盾が生じないようにそれぞれ次のように修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>低炭素型の生活が定着している都市</u> ◆ <u>地域資源が活用され、循環している農山漁村</u>
10	66～92 ページ 第8章 計画の目標	<p>温室効果ガスの排出量の削減目標を設定するに当たっては、原子力発電所の再稼動あり・なしの2ケースに分けて将来予測するべきではないか。</p>	<p>温室効果ガスの削減目標は、国の策定マニュアルに沿って、国の「長期エネルギー需給見通し」や「地球温暖化対策計画」で積み上げられている部門ごとの削減効果量を、本県の地域特性に応じて按分した値を基本に算出しております。</p>
11	70 ページ 第8章第2節 (1) 総量目標	<p>基準年度(2013年度)の排出量22,310千tを基準排出量とし、削減目標を2030年度に15,374千tとしている。この基準排出量は吸収量を含まず、削減目標は吸収量を含んだ数値としているが、吸収量を含んだ目標とするのであれば、同一条件で比較できるよう、基準排出量についても吸収量を含んだ21,292千tとすべきではないか。</p>	<p>温室効果ガスの削減目標の算定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標の設定方法と整合を図るため、基準排出量は吸収量を含まず、削減目標は吸収量を含んだ数値としています。</p>

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
12	78～87 ページ 第8章第3節 2 「暮らし・住まい」 に関する目標	補助目標におけるイラストは、あまりにもストイックな省エネ行動であり、実現可能とは思えない。	イラストについては、本計画の将来像を実現していくための行動例であり、様々なライフスタイルがある中で、実現可能なものを選択し、日々の生活の中に取り入れていただきたいという思いから掲載しております。
13	90 ページ 第8章第3節 4 「産業・経済」に 関する目標	<p>補助目標は県民、事業者に対し“わかりやすい”指標として設定することは賛同できるが、ある特定部門・業態の事業者からすれば、業務延床面積当たりのエネルギー消費量削減指標等の推移を見ても、自ら実践している省エネ効果が反映しているとは理解しにくい。</p> <p>事業者の省エネ努力の成果・効果が、補助目標3区分において、どこに反映しているかについて補足説明をする必要があるのではないか。(類似 1件)</p>	<p>将来像「産業・経済」における目標指標の「業務延床面積1㎡当たりのエネルギー消費量」については、民生業務部門における温室効果ガスの排出量の削減が大きな課題であるとの認識の下、代表指標として設定しております。</p> <p>なお、その旨が不明確であったことから、本文を次のとおり修正いたしました。</p> <p>「将来像の『産業・経済』では(中略)この点、本県の民生業務部門(オフィスビル・事務所・店舗等)については、近年延床面積が増加し、<u>同部門から排出される温室効果ガスについても、増加が予想されることから、今後のエネルギー消費量の更なる削減に向け(以下略)</u></p> <p>「目標指標は、『産業・経済』分野の中でも、<u>民生業務部門の取組を強化していくことが必要であることから、業務延床面積1㎡当たりのエネルギー消費量とします。</u>」</p>
14	93 ページ 第9章第1節 1 基本精神	基本精神に「流れを、変える」とあるが、国では2050年までに2013年度比で80%の温室効果ガスの排出削減という目標を掲げており、宮城県では2040年までに達成するなどの思い切った施策はないのか。	県では、本計画の将来像の実現と温室効果ガス削減目標の達成を果たすため、「流れを、変える」という基本精神に基づき、5つの「コンセプト」(94・95 ページ)を掲げ、このコンセプトに基づいた施策(101～147 ページ)を展開してまいります。これらの地球温暖化対策を通じて、エネルギー対策や地域振興などの地域の諸課題を併せて解決していくこととしています。

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
15	104・105 ページ 第9章第2節 地球温暖化の進行を抑制するための対策(緩和策) (2) 建物及び設備・機器の低炭素化の促進	家庭からのエネルギー消費量削減のために暖房・給湯などの記載があるが、冷蔵庫などの家電による排出量も多い。特に10年以上使用している冷蔵庫については現在の省エネルギーに比べると、倍以上のエネルギーを消費している例もある。 再エネ導入の補助に加え、家電製品買い替えに対する補助も今後実施していただきたい。	計画では、第9章第2節取組7(106ページ)に記載していますとおり、省エネ性能の高い家電や設備に関する情報提供を積極的に実施し、導入促進を図ってまいります。
16	116 ページ 第9章第2節 取組21:電力の地産地消の推進	下線部を追加していただきたい 「一般に、発電のエネルギー源は、(中略)経済の循環にも貢献するものです。 <u>そのため、県では、エネルギー供給事業者に対する施策として「電力CO₂排出係数の削減や再生可能エネルギーによる発電電力割合の向上を含む電力の低炭素化」について自主的な目標設定と報告を義務付けるなどの制度の導入を検討していきます。また、電力消費者(県民・事業者・行政)に対しては、「低炭素電力の基準を含む供給事業者選択の仕組み」について検討していきます。」</u>	環境省では、電気事業連合会加盟社等における低炭素社会の実現に向けた自主的な取組について、その実効性を確認するため、毎年度の進捗状況を評価しており、県では、評価結果の推移を見守ってまいります。 また、電力消費者に対する低炭素電力の選択を促す機会の創出などについては、電力小売事業者の販売状況などを踏まえながら、今後必要な検討をしてまいります。
17	120 ページ 第9章第2節 取組26:物・人の移動における低炭素化の促進	第5章において、現計画「宮城らしい低炭素社会の将来像」の点検結果を踏まえた現状の課題が列記されている。その後、2030年の宮城県が目指す低炭素社会の将来像を示し(第7章)、そのための主目標が示され(第8章)、さらには目標達成に向けた個々の施策が第9章で示されている。しかし、第5章で示された現状の課題の分析結果が、これらに明確に活かされているようには見えない。例えば、第5章第3節「地域」分野の課題で、“パークアンドライドの利用者が減少し	前計画の課題として、将来像の施策立案方針に関連する事業の実施状況や各種指標の推移などを検証・整理し、その結果を基に新たな将来像や目標等を策定しております。 御指摘のあったパークアンドライドに関する指標について見直したところ、仙台市周辺市町や公共交通機関が施策として行っているパークアンドライド用駐車場の「利用可能台数」が減少していることから、本文(55ページ)を次のとおり修正いたしました。

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
		<p>ている”，との現状の課題が示されているが，現状の課題としての減少の原因は何であるのか，またその解決策として何が考えられるのかを具体的に示さなければ，本当に“パークアンドライドの推進”が可能であるのか疑わしい。</p>	<p>「また，<u>仙台都市圏におけるパークアンドライドの利用可能台数も減少しております。</u>」</p> <p>なお，パークアンドライドにつきましては，宮城県自動車交通環境負荷低減計画に基づき，県内で特に自動車交通量の多い仙台都市圏の自動車交通に伴う環境負荷を低減する施策として，今後とも推進してまいります。</p>
18	<p>124 ページ 第9章第2節 取組30：企業の環境配慮経営の促進</p>	<p>下線部を追加していただきたい</p> <p>「こうしたことから，県でも(中略)環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入に向けた普及啓発等を行うとともに，<u>環境マネジメントシステム認証・登録事業者については，引き続き，「宮城県中小企業融資制度の金利優遇」及び「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程並びに宮城県建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程による総合評点の付与」などにより支援を行います。また，中堅・中小企業向けエコアクション21については，エコアクション21自治体イニシアティブプログラム(IP)を活用した普及促進を検討していきます。さらに，<u>マネジメントシステムの導入状況などの(以下略)</u>」</u></p>	<p>県では，前計画に基づく環境配慮行動の促進の一環として，エコアクション21やみちのくEMSの認証等を得ている事業者を物品及び役務調達において，引き続き優先的に取り扱っていくことから，御意見を踏まえて本文の施策例に，以下の項目を追加いたしました。</p> <p>・<u>環境配慮事業者からの物品等調達制度の運用</u></p>

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
19	125 ページ 第9章第2節 取組3 1:事業活動における建物・設備の低炭素化の促進	<p>省エネを継続して進めていくためには、各事業者に対して具体的に「どれに(設備)」、「どれくらい(量,金額)」の無駄なエネルギーを使っているかについて数値・金額で示し、事業者自身が“気付く”ことが重要と考える。</p> <p>この“気付き”のためには、「省エネ診断」により、悪い個所を特定し、改善効果を認識することが優先と考える。</p> <p>そこで、本文にて『省エネ診断の受診メリットなどの有益な情報を提供』、【主な施策例】にて『「省エネ診断制度」の利用促進』と記載していることに鑑み、県や関係機関などによる、中小企業等の事業者との接触機会を利用した省エネ診断や業界別省エネセミナーの積極的な紹介活動をお願いしたい。(類似 1件)</p>	<p>県では、第9章第2節取組3 1(125ページ)に記載していますとおり、各業界の特性に応じたセミナーを開催し、国や県の相談プラットフォームや補助制度、金融・融資制度、省エネ診断の受診メリットなどの情報を提供してまいります。</p>
20	126 ページ 第9章第2節 取組3 3:企業活動における排出削減に取り組みやすい制度の導入	<p>計画書制度の導入検討について、早期の制度化に向けて積極的な検討をお願いする。また、導入検討に当たっては、県内事業者の書類作成等の負担軽減に配慮すること。</p>	<p>県では、温室効果ガス排出抑制への計画的な取組を促すため、地域の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定や提出を求める、いわゆる「計画書制度」の導入に関する検討を進めてまいります。</p>
21	140・141 ページ 第9章第3節 表9.14 宮城県内の各分野における現在および将来予想される影響	<p>各項目濃淡なく記載されているが、重大性及び緊急性等を示すなど、読み手にとってわかりやすい記述としてはいかがか。</p>	<p>施策を取り進む中で県としてどの項目が重大又は緊急と判断するかは今後の調査・検討課題であり、本計画の概ね5年ごとの見直し(154ページ)において、修正等の必要性について検討してまいります。</p>

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容(要旨)	対応
22	142・143 ページ 第9章第3節 取組46：農業・森林・林業，水産業における適応	水産業(回遊性魚介類)の適応策のみ記載が多く，他の分野の項目とのバランスを欠くため，適応策の分量やレベル感を揃えてはいかがか。	<p>適応策については，本計画策定時点における環境予測に基づくものであり，本計画の概ね5年ごとの見直し(154ページ)において，修正等の必要性について検討してまいります。</p> <p>なお，御意見を踏まえ，分類等を再検討し，本文142・143ページ)を次のとおり修正いたしました。</p> <p>・取組46：農業・森林・林業，水産業における適応(分野：水産業(回遊性魚介類)) 「その影響に対する適応策」欄 ○高水温化に対応した養殖品種の作出と生理特性の解明(ノリ・ワカメ等)→分野：水産業(増養殖等)同欄に移記</p>
23	142～147 ページ 第9章第3節	県の機関で情報分析等を行い，県内各市町村へ情報提供することも県の重要な役割だと思うので，適応策の中にそういった項目を加えてはいかがか。	県は計画の推進主体としての役割を担っており，計画に基づく取組による知見などについては，適応策も含め，積極的に情報発信してまいります。
24	150 ページ 第10章第1節 (1)市町村の役割	4点目に「さらに，(中略)地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し，これに基づき，取組を進めていくことが重要です。」と記載されているが，市町村としての区域施策編を策定することについては努力目標とされているため，この記載は適切ではない。	<p>御意見を踏まえ，本文を次のとおり修正いたしました。</p> <p>「さらに，(中略)地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定等を通じて，取組を進めていくことが重要です。」</p>

No	該当箇所 (ページ番号・章節等)	御意見・御提言の内容 (要旨)	対応
25	155 ページ 第 1 1 章第 2 節 計画の管理指標	下線部を追加していただきたい (4)「産業・経済」の指標 <u>「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版及び業種別ガイドライン 2017 年版」並びに「みちのく環境管理規格第 3 版」の認証・登録件数及び業種別件数 (割合%)</u> 「単位」 <u>件数及び割合%</u> 「根拠資料・出典」 <u>エコアクション 21 中央事務局の「エコアクション 21 認証・登録制度の実施状況」</u> <u>環境会議所東北の「みちのく EMS 認証登録事業者一覧」</u>	本指標につきましては今後、施策の取組状況などにより、本計画の概ね 5 年ごとの見直し (154 ページ) において、修正等の必要性について検討してまいります。
26	概要版 (2 / 3) 第 7 章 自然・気候	文章を修正願う。 修正前：持続可能な利活用・・・(略)・・・地球温暖化防止や生物資源・生多様性の保全に・・・ 修正後：持続可能な利活用・・・(略)・・・地球温暖化防止や生物資源・生物多様性の保全に・・・	概要版については、より分かりやすい内容のものへ修正いたしました。
27	概要版 (3 / 3) 第 1 0 章 各主体の役割と推進体制 ◎県の役割	文章を修正願う。 修正前：・・・施策の効果の評価・分析・再検討などによる進捗管理 修正後：・・・施策の効果の評価・分析・再検討などによる進捗管理	概要版については、より分かりやすい内容のものへ修正いたしました。